

医療費控除の対象となる介護サービス

1. 指定介護老人福祉施設の施設サービス費

(1)対象者…要介護度1～5の要介護認定を受け、指定介護老人福祉施設に入所する人
※平成12年4月1日現在に指定介護老人福祉施設に入所している人で「自立」又は「要支援」の認定を受けた人は、医療費控除の対象者に該当しません。

(2)対象費用の額

介護費及び食費に係る自己負担額として支払った額の2分の1に相当する金額
※個室等の特別室の使用料（診療又は治療を受けるためやむを得ず支払うものに限ります。）についても、医療費控除の対象となります。

2. 居宅介護サービス費

(1)対象者

次に掲げる居宅サービスのいずれかにより居宅サービスを利用する要介護者

- ① 訪問看護
- ② 訪問リハビリテーション
- ③ 居宅療養管理指導
- ④ 通所リハビリテーション
- ⑤ 短期入所療養介護

(2)対象となる居宅サービス

(1)の①～⑤に掲げる居宅サービスと併せて利用する次に掲げる居宅サービス

- ① 訪問介護〔家事援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助)中心型を除きます。〕
- ② 訪問入浴介護
- ③ 通所介護
- ④ 短期入所生活介護

(3)対象費用の額

居宅サービス費に係る自己負担額（介護保険給付の対象となるものに限ります。）

3. 指定介護療養型医療施設の施設サービス費

(1)対象となる施設サービス費

- ① 療養上の管理
- ② 医学的管理下における介護その他の世話 等

(2)対象費用の額

施設サービス費に係る自己負担額及び個室等の特別室の使用料（診療又は治療を受けるためやむを得ず支払うものに限ります。）